

平成27年 第3回

# 士幌町議会定例会議案

平成27年9月4日

議案第1号	平成27年度農作物共済無事戻しについて
議案第2号	平成27年度畑作物共済無事戻しについて
議案第3号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第4号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第5号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第6号	士幌町こども発達相談センター設置条例案
議案第7号	士幌町消防団条例案
議案第8号	士幌町消防団報賞金条例案
議案第9号	士幌町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案
議案第10号	士幌町手数料条例等の一部を改正する条例案
議案第11号	士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第12号	平成27年度士幌町一般会計補正予算
議案第13号	平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第14号	平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
議案第15号	平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算
議案第16号	平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
認定第1号	平成26年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号	平成26年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号	平成26年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号	平成26年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号	平成26年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号	平成26年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号	平成26年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号	平成26年度士幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第9号	平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年9月4日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

## 議案第1号

### 平成27年度農作物共済無事戻しについて

士幌町農業共済条例第42条第1項の規定により、次のとおり農作物共済に係る無事戻しをする。

1	無事戻人員	54人
2	無事戻金の額	1,694,080円
3	支払財源	
	連合会特別交付金	338,816円
	特別積立金	1,355,264円

## 説明

士幌町農業共済条例第42条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

## 議案第2号

### 平成27年度畑作物共済無事戻しについて

士幌町農業共済条例第116条第1項の規定により、次のとおり畑作物無事戻区分別の畑作物共済に係る無事戻しをする。

#### 畑作5品目(ばれいしょ・大豆・小豆・いんげん・てん菜)

1	無事戻人員	118人
2	無事戻金の額	33,819,436円
3	支払財源	
	連合会特別交付金	25,106,275円
	特別積立金	8,713,161円

#### スイートコーン

1	無事戻人員	82人
2	無事戻金の額	166,983円
3	支払財源	
	連合会特別交付金	52,159円
	特別積立金	114,824円

## 説明

士幌町農業共済条例第116条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

## 議案第3号

### 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

平成27年9月4日提出

士幌町長 小林 康 雄

### 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによつて、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とちかち広域消防事務組合」を加える。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

### 説 明

規約の文言整理及び加入・脱退の団体に伴う、関連箇所規約改正であり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第 4 号

### 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

士幌町長 小 林 康 雄

### 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合理約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1973 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1（第 2 条関係）石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「とち広域消防事務組合」を加える。

別表第 2（第 3 条関係）1 から 7 の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表 9 の項の共同処理する団体欄中「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」及び「北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「とち広域消防事務組合」を加える。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総

務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちほ広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境衛生組合」、「、南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちほ広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

## 説 明

加入団体の脱退及び加入に伴う関連箇所の規約改正であり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第5号

### 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

平成27年9月4日提出

士幌町長 小林 康 雄

### 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とちかち広域消防事務組合」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

##### （規約の左横書き）

- 2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合格約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として



用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

#### 説 明

加入・脱退の団体に伴う関連箇所及び規約を左横書きに改めるための規約改正であり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第6号

### 士幌町こども発達相談センター設置条例案

#### 士幌町こども発達相談センター設置条例

##### (設置)

第1条 障がい児及び発達に支援の必要な児童（以下「児童」という。）に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、士幌町こども発達相談センター（以下「センター」という。）を設置する。

##### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 士幌町こども発達相談センター
- (2) 位置 士幌町字士幌西1線172番地

##### (施設の管理運営)

第3条 センターの管理運営は、教育委員会が行う。

##### (職員)

第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

##### (事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 心身の発達に関する相談、指導、療育等の支援を行う事業
- (2) 心身の発達、障がい等に関する研修、啓発等に関する事業
- (3) その他センターが必要とする事業

##### (利用対象者)

第6条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 士幌町の区域内に住所を有する児童及びその家族
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

##### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

##### (士幌町幼児療育センター設置条例の廃止)

2 士幌町幼児療育センター設置条例（昭和61年条例第30号）は、廃止する。

## 説 明

児童福祉法の障害児通所支援の事業を開始する準備を行うため、士幌町こども発達相談センター設置条例を制定し、児童発達支援業務の統合を図るとともに、士幌町幼児療育センター設置条例を廃止しようとするものである。

## 議案第7号

### 士幌町消防団条例案

#### 士幌町消防団条例

##### (趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、士幌町における消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、分限、懲戒、報酬及び服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (設置、名称及び区域)

第2条 士幌町に消防団を設置する。

2 消防団の名称は士幌消防団（以下「消防団」という。）とし、その管轄区域は士幌町全域とする。

##### (定員)

第3条 団員の定員は、55人とし、消防団長（以下「団長」という。）及び副団長を置くものとする。

##### (任命)

第4条 団長は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、その他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て、団長が任命する。

- (1) 年齢18歳以上の者
- (2) 本町に居住又は勤務する者
- (3) 心身ともに健康である者

##### (任期)

第5条 団長及び副団長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 団長及び副団長の欠員により、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (退職)

第6条 団員が退職しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその承認を受けなければならない。

##### (欠格事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (3) 第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 士幌町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員

（分限）

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制又は定員の改廃により、過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

- (1) 第4条第2号の規定に該当しなくなったとき
  - (2) 第7条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当することになったとき
- （懲戒）

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 職務の内外を問わず、団員としてふさわしくない行為があった場合

2 停職は、1日以上6月以下とする。

（分限及び懲戒の手続）

第10条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

（報酬）

第11条 団員に、報酬を支給する。

2 報酬は年額とし、別表第1に定める額とする。

（費用弁償）

第12条 団員が公務に従事したときは、別表第2に定める費用弁償を支給する。

2 団員が前項以外の公務のため旅行するときは、町長の承認を得て団長が命じ、士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成7年条例第1号）に規定する旅費を費用弁償として支給する。

（出動）

第13条 団員は、招集があったとき又は水火災その他の災害の発生を知ったときは、直ちに出動しなければならない。

2 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の行政機関の命令に服

してはならない。

(服務)

第14条 団員は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 規律を守り、上司の指揮命令に従い、職務に専念すること。
- (2) 消防団の信用を傷つけ、又は団員として不名誉となる行為をしないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 消防団又は団員の名義をもって、営利行為をし、又は報酬を得て、事業若しくは事務に従事しないこと。
- (5) 消防団又は団員の名義をもって、政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

(訓練)

第15条 団員は、団員の品位の陶冶及び実施に役立つ技能の練磨に努め定期的又は臨時に訓練を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 北十勝消防事務組合の解散の日において、北十勝消防事務組合士幌消防団長又は副団長であった者が引き続き士幌消防団長又は副団長となる場合の任期は、同組合士幌消防団長又は副団長に任命された日から起算する。

#### 別表第1 (第11条関係)

階 級	金 額
団長	86,000 円
副団長	65,000 円
分団長	60,000 円
副分団長	47,000 円
部長	42,000 円
班長	38,000 円
団員	31,000 円

別表第2（第12条関係）

区分	支給単位	金額	摘要
災害出動	1回	4,900円	4時間を超えて従事した場合は、4時間を超えるごとに定額を加算する。
訓練及びその他の出動	1回	4,200円	

## 説明

北十勝消防事務組合から消防団に関する事務を継承するにあたり、消防団の設置、運営等について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

## 議案第8号

### 士幌町消防団報賞金条例案

#### 士幌町消防団報賞金条例

##### (目的)

第1条 この条例は、士幌町消防団条例（平成 年条例第 号）に規定する消防団員（以下「消防団員」という。）及び協力者等に報賞金を授与することを目的とする。

##### (消防団員に対する報賞金)

第2条 町長は、消防団員が消防活動（訓練、演習等の活動を含む。）に従事するに当たって、その職務を遂行し、そのため死亡し、又は障がいの状態となった場合においては、報賞金を授与する。

2 報賞金の種類及び額は、別表に定めるところによる。

3 報賞金は、当該消防団員が死亡した場合にあってはその遺族に授与し、遺族の範囲等については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条及び第9条の3第2項で準用する第8条の2第2項の規定の例による。

4 報賞金は、市町村非常勤消防団員賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和41年北海道市町村総合事務組合条例第2号）に基づき賞じゅつ金の支給を受けるときは、これを授与しない。

##### (協力者等に対する報賞金)

第3条 町長は、消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者、若しくは水防法（昭和24年法律第193号）第24条の規定により水防に従事した者が、消防作業若しくは水防に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、又は障がいの状態となった者に対し報賞金を授与することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により報賞金を授与する場合に準用する。

##### (審査)

第4条 報賞金の授与の可否、功劳の程度及び障がい等級（政令第6条第2項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）については、町長が審査の上決定する。

##### (委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。



## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 北十勝消防事務組合の解散の日以前に授与すべき事由が生じた消防報賞金条例（平成2年北十勝消防事務組合条例第3号）の規定に基づく報賞金であって、同組合士幌消防団員又は士幌町内における協力者等に対し、同組合の解散の日以後に授与するものについては、この条例の規定に基づく報賞金とみなす。

### 別表第1（第2条関係）

#### 殉職者報賞金

功労の程度による支給額			
功労の程度			金額
火災その他の災害	直接現場活動	延焼防止又は人命救助等差し迫った危険を顧みず職務を遂行して死亡した者	2,000,000円
		現場の危険性の程度、緊急性の程度等が上記に準ずると認められるもの	1,500,000円
	直接現場活動以外の職務遂行中に死亡した者（出動準備及び残務整理の活動や出退途上の交通事故等を含む。）		1,000,000円
訓練・演習等における事故等により死亡した者（事象の運用は、消防庁長官が行う顕彰状の例に準ずる。）			500,000円

備考 この区分による功労の程度にあてはめることが困難な特別の事情がある場合は、協議して定める。

別表第2（第2条関係）

障がい者報賞金

功労の程度による支給額			
功労の程度 障害等級	(1) 抜群の功 労があり他の 模範となると 認められる者	(2) 特に顕著 な功労がある と認められる 者	(3) 多大な功 労があると認 められる者
第1級	2,000,000円	1,500,000円	1,000,000円
第2級	1,800,000円	1,350,000円	900,000円
第3級	1,500,000円	1,100,000円	700,000円
第4級	1,300,000円	950,000円	600,000円
第5級	1,000,000円	750,000円	500,000円
第6級	700,000円	450,000円	300,000円
第7級	500,000円	350,000円	200,000円
第8級	300,000円	200,000円	100,000円

説 明

北十勝消防事務組合から消防団に関する事務を継承するにあたり、消防団員等に対する報賞金の授与について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

## 議案第9号

士幌町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案

士幌町看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例

士幌町看護職員養成修学資金貸付条例（昭和48年条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例

第1条中「(以下「看護職員」という。)」を削り、「(以下「看護業務」という。)」を「、または士幌町内の介護事業所の介護福祉士として介護職員の業務」に改め、「、もって看護職員」の次に「及び介護職員（以下「看護職員等」という。）」を加える。

第2条を次のように改める。

（対象者）

第2条 町は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条の規定に基づく、大学、学校または看護師養成所に在学している者で将来士幌町職員として看護業務に従事しようとするもの、または社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条の規定に基づく、十勝管内の大学または養成施設に在学している者で将来士幌町内の介護事業所において介護業務に従事しようとするものに対し本人の申請により修学資金を貸付する。

第3条第3項ただし書を削る。

第5条第1項第1号中「養成施設」を「大学、学校、看護師養成所または養成施設（以下「大学等」という。）」に改める。

第6条第1号中「養成施設」を「大学等」に、「看護職員」を「看護職員等」に、「当町職員」を「士幌町職員または士幌町内の介護事業所の職員（以下「士幌町職員等」という。）」に、「看護業務」を「看護職員等の業務」に改

め、同条第2号中「看護業務」を「看護職員等の業務」に改める。

第7条第2号中「当町職員」を「土幌町職員等」に、「看護業務」を「看護職員等の業務」に改める。

第8条第1項第1号及び第2号中「養成施設」を「大学等」に改め、同項第3号中「町職員」を「土幌町職員等」に、「看護業務」を「看護職員等の業務」に改める。

第9条第1号中「看護業務に従事した場合において看護業務に従事した期間」を「看護職員等の業務に従事した場合において、従事した期間」に改め、同条第4号中「看護師」を「看護職員等」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 説 明

土幌町の看護職員及び介護職員の確保を図るため、条例を改正するものである。

## 議案第10号

### 士幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例案

### 士幌町手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(士幌町手数料徴収条例の一部改正)

第1条 士幌町手数料徴収条例(昭和43年条例第6号)の一部を次のように改正する。  
別表第2中(18)の項から(20)の項までを次のように改める。

(18) 鳥獣飼養登録票交付(登録票交付時)	1件	3,400円
(19) 鳥獣飼養登録票更新(登録票更新時)	1件	3,400円
(20) 鳥獣飼養登録票再交付(登録票再交付時)	1件	3,400円

第2条 士幌町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第2中(21)の項を(22)の項とし、(5)の項から(20)の項までを1項ずつ繰り下げ、(4)の項の次に、次の1項を加える。

(5) 個人番号通知カードの再交付 (追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合、又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)	1件	500円
--	----	------

第3条 士幌町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第2中(6)の項を次のように改める。

(6) 個人番号カードの再交付 (追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合、又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。)	1件	800円
--	----	------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下

「番号法」という。)の施行の日(平成27年10月5日)から、第3条の規定は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

## 説 明

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文言の修正と、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び関係法令の整備に伴い、通知カード及び個人カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、条例を改正するものである。

## 議案第11号

### 士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例

士幌町個人情報保護条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第29条の2」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

第2条に次の3号を加える。

- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第8条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 特定個人情報の有無

第8条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第8条の2 実施期間は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合には、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

第10条の見出しを「（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）」に改

め、同条第1項中「、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第10条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

（特定個人情報の提供の制限）

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第13条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる個人情報について、当該各号に定める者（第2号を除き、以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の開示請求をすることができる。

(1) 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

第14条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第19条第1項中「14日以内」の次に「（特定個人情報に係る開示請求にあつては、開示請求のあった日から30日以内）」を加える。

第23条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第25条第1項中「個人情報が」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。



2 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

第3章中第29条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先等への通知）

第29条の2 実施機関は、訂正請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第38条第1項中「個人情報の」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の」に改め、「、訂正、削除又は目的外利用等の中止」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続きが法令等により定められている場合は、その定めるところによるものとする。

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の次に1条を加える改正規定(第8条の2及び第8条の3に係る部分に

限る。) 公布の日

(2) 第10条の次に2条を加える改正規定(第10条の3に係る部分に限る。) 番号法の施行の日(平成27年10月5日)

(3) 第3章中第29条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

## 説 明

行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び関係法令の整備に伴い、特定個人情報に関する規定を設けるため、条例を改正するものである。

## 認定第1号

### 平成26年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度土幌町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号

平成 2 6 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

## 認定第 3 号

### 平成 26 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

## 認定第4号

### 平成26年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号

平成 26 年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

## 認定第6号

### 平成26年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。



認定第7号

平成26年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号

平成 26 年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号

平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。